

スラバヤ日本人学校PTA会則

第1章 会の名称と目的

第1条 この会は、スラバヤ日本人学校保護者と教員の会(PTA)と呼称する(以下「会」という)。

第2条 会は、保護者と教員が協力して、子供たちの幸福な成長を図ることを目的とする。

第2章 会の活動と方針

第3条 会は、次のことを目的として活動する。

- 1.保護者と教員が協力して、スラバヤ日本人学校の発展に努めること。
- 2.民主教育についての理解を深め、これを推し進めること。
- 3.物心両面において、良い教育環境をつくるように努めること。
- 4.インドネシア社会との協調に努めること。
- 5.公費による教育費を充実することに努めること。
- 6.帰国後の子供の適応について配慮すること。
- 7.会員相互の教養を高め、親睦を図ること。

第4条 会は、教育のための自主的な民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 1.特定の思想・宗教にかたよらない。
- 2.他の団体の、支配・統制・干渉を受けない。
- 3.営利だけを目的とする行為はしない。
- 4.学校の人事・教育内容には干渉しない。
- 5.広く教育・福祉・文化のために活動する団体や機関と協力しあう。

第3章 会員

第5条 会員は、次によって構成される。

- 1.スラバヤ日本人学校に在籍する子供の保護者、または、これに代わる人。
- 2.スラバヤ日本人学校の教員。
- 3.スラバヤ日本人学校の発展のために熱意ある、上記以外の日本人。

第6条 会は、年度途中よりの新規会員の入会を認める。

新規会員世帯は、2委員長の協議によりいずれかの委員会に編入される。

第7条 会員は全て平等に会費を分担する。ただし会費は入学時(年度当初)一括払いとし返金はしない。中途入学者の会費は、入学月から月割りで計算する。

会費額は各年度初めに、会の活動状況、世帯数及び経済情勢の変化等を役員会が考慮し、適宜その変更を総会に提案し決定する。

第8条 会員は全て平等の権利と義務を持つ。

第4章 経理

第9条 会の活動に必要な経費は、会費でまかなう。

- 1.ただし会の目的にかなった事業・その他の収入・寄附金を加えることができる。
- 2.上記1項を適用する場合は、役員会の承認が必要となる。

第10条 会費の額、また会費の額の変更は、総会により決定する。

第11条 会の経理は、総会で承認された予算に基づき行う。

第12条 会の財産は、会の目的のため以外には使えない。また、第9条の収入以外に、一般会員からの寄附金やその他財産を集める時は、総会の承認が必要となる。

第13条 会の決算は、会計監査を受けた後、総会に報告され、承認を得る。

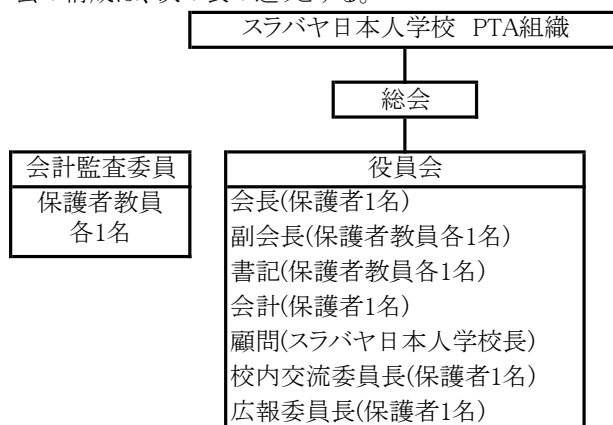
第14条 年度末決算によって余剰金が生じた時は、役員会でその用途を決め、総会に報告する。

第15条 予算案・決算報告書は、総会当日の3日前までに全会員に配付する。

第16条 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第5章 会の組織

会の構成は、次の表の通りとする。



第6章 役員

第17条 会長は会を代表し、総会及び役員会を招集し、会議を主宰する。

第18条 副会長は会長を助け、必要ある時はその代理を務める。

第19条 会計は予算に基づいて、全ての会計事務の処理と、この会の財産の管理にあたる。また総会に会計報告をする。

第20条 書記は、総会及び役員会の議事や、その他の重要事項を記録し、その管理にあたる。

第21条 校内交流委員長は、校内における子供たちの健康衛生状態を向上させる活動、ならびに会員ならびにその子供たちとの交流に関する諸行事を行う。

そのため必要に応じて委員会を招集し、計画の立案とその実行にあたる。

また補佐及び代理として、副委員長を指名することができる。

第22条 広報委員長は、会の発展のため必要な外部からの情報の入手・会の実状を外部に広報する。そのため必要に応じて委員会を招集し、その具体的方法の計画・立案・実行にあたる。

また補佐及び代理として副委員長を指名することができる。

第23条 役員任期は1年とする。ただし再任はこれを妨げない。役員に欠員が生じた場合、役員会が必要と認めた時は補充するが、その時の任期は前任者の残りの任期とする。

第24条 会長以外の役員は、その兼任を妨げない。

第7章 会計監査委員

第25条 会計監査委員は随時会の経理を監査し総会に報告する。

第26条 会計監査委員の任期は、第23条と同様とする。

第8章 役員選出

第27条 会長は、自薦により決定する。自薦者多数の場合は自薦者と役員で協議の上決定する。自薦者無しの場合は、原則的に「①PTA入会が先の方、②長子の学年が上の方、③子の数が多い方」順で決定する。

ただし、免除事由がある場合は選出を免除される。免除事由のない候補者が事情により受諾困難な場合は、該当者が次点候補者へ依頼・説得する責任を負う。

第28条 保護者側の副会長も、会長と同様の選出方法により決定する。

第29条 保護者側の会計・書記・各委員長も、会長と同様の選出方法により決定する。ただし自薦者無しの場合は、会長と副会長の内定後に決定する。

第30条 教員側の役員は、教員で決定する。

第9章 総会

第31条 予算・決算・年度事業計画・その他重要なことからは全て総会で決定する。

第32条 定期総会は、年2回開催する。ただし、書面による開催と決議も可能とする。

- 臨時総会は、役員が必要と認めた時、または会員の10分の1以上の要求があった時に、開催する。
- 第33条 総会の議題は、事前に全会員に通知する。
- 第34条 総会は、全会員の2分の1以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数で決定する。
また、本人のサインのある委任状は、出席とみなす。
- 第35条 会長には投票権がない。ただし、投票結果が半々の時は、議決権がある。

第10章 役員会

- 第36条 役員会は、8月を除き原則として毎月1回開催する。
そのほか会長が必要と認めた場合で、役員4分の1以上の要求があった時に開催する。
- 第37条 役員会は、総会で決定した方針にしたがって、次の仕事をする。
1. 役員会の連絡と調整
2. 総会に提出する議事の作成
3. 総会で決定したことの実行
- 第38条 役員会の議事の決定は、役員2分の1以上の出席を要し、出席者の3分の2以上の同意によって決定する。

第11章 役員・委員・会計監査委員の報酬

- 第39条 役員・委員・会計監査委員は、任期中に行う役務から報酬を得ることはできない。

第12章 会の公開

- 第40条 会の会議は、全て会員に公開する。

第13章 細則

- 第41条 会の運営に必要な細則は、この規約の範囲内において、役員会が決定する。

第14章 改正

- 第42条 この規約は、総会で出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正できない。

第15章 慶弔・その他の場合の金品贈与の規定

- 第43条 別途、細則で決定する。

附則 この規約は、1979年5月9日より施行する。

| | |
|-------------|------|
| 1984年3月14日 | 一部改定 |
| 1986年4月26日 | 一部改定 |
| 1988年4月28日 | 一部改定 |
| 1990年5月2日 | 一部改定 |
| 1997年3月15日 | 一部改定 |
| 1999年3月5日 | 一部改定 |
| 2002年5月18日 | 一部改定 |
| 2006年2月28日 | 一部改定 |
| 2006年5月13日 | 一部改定 |
| 2016年3月16日 | 一部改定 |
| 2019年5月18日 | 一部改定 |
| 2020年3月13日 | 一部改定 |
| 2020年12月11日 | 一部改定 |
| 2021年12月21日 | 一部改定 |
| 2024年3月12日 | 一部改定 |